

新型インフルエンザ対策

概要

新型インフルエンザ対策

2007年7月26日

背景

- 2003年11月以降鳥インフルエンザ（H5N1）の患者319人（うち死亡者数192人）の報告（WHO：平成19年7月25日現在）
- 6段階あるWHOパンデミックフェーズのうち、現在フェーズ3（トリから人に感染）

国内対策

新型インフルエンザ対策行動計画 （平成17.11策定、平成18.5改訂、平成19.3改訂）	○行動計画に基づき、新型インフルエンザガイドラインの策定 ＊インフルエンザ（H5N1）に関するガイドライン－フェーズ3－ ・サーベイランスガイドライン（国内発生状況の早期把握） ・積極的疫学調査ガイドライン（原因究明調査） ・検疫ガイドライン（海外からの水際対策） 等 ＊新型インフルエンザ対策（フェーズ4以降）ガイドライン ・早期対応戦略ガイドライン（国内発生初期における対応（予防投与等）） ・検疫ガイドライン（海外からの水際対策） ・個人及び一般家庭等におけるガイドライン（個人・一般家庭等における対応） ・医療体制に関するガイドライン（国内発生時の医療体制） ・ワクチン・抗ウイルス薬ガイドライン（薬剤の優先投与、供給体制） 等
インフルエンザ（H5N1）に関する ガイドライン－フェーズ3－ （平成18年6月）	
新型インフルエンザ対策 ガイドライン－フェーズ4以降－ （平成19年3月26日）	
抗インフルエンザウイルス薬備蓄	○国は治療用として18年度中に国の備蓄予定分（1050万人分）を確保予定。19年度までに 国・都道府県・流通備蓄分で2500万人分確保予定（18年度補正予算80億円）。 予防投与用として300万人分確保予定（18年度予算68億円）。
ワクチン開発、生産体制の確保	○プレパンデミックワクチン（※）は現在承認審査中。製造した原液を備蓄、また、さらなる 製造に向けた準備を着手（18年度補正予算45億円、18年度予算3億円）。 ※プレパンデミックワクチンは、トリ－ヒト感染ウイルスを基に生産
インフルエンザ（H5N1）について 指定感染症・検疫感染症として定める （平成18年6月12日施行）	○インフルエンザ（H5N1）について、入院勧告、就業制限、消毒等の措置を行い、国内の 発生及びまん延を防止
新型インフルエンザ対応訓練	○国際空港等で疑い患者に対し健康診断を義務付ける等、水際対策を実施 ○鳥インフルエンザ等に関する関係省庁参加の下、机上訓練実施（平成18年9月） ○鳥インフルエンザ等に関する関係省庁及び自治体参加の下、総合訓練実施（平成19年2月 5日）

国際協力

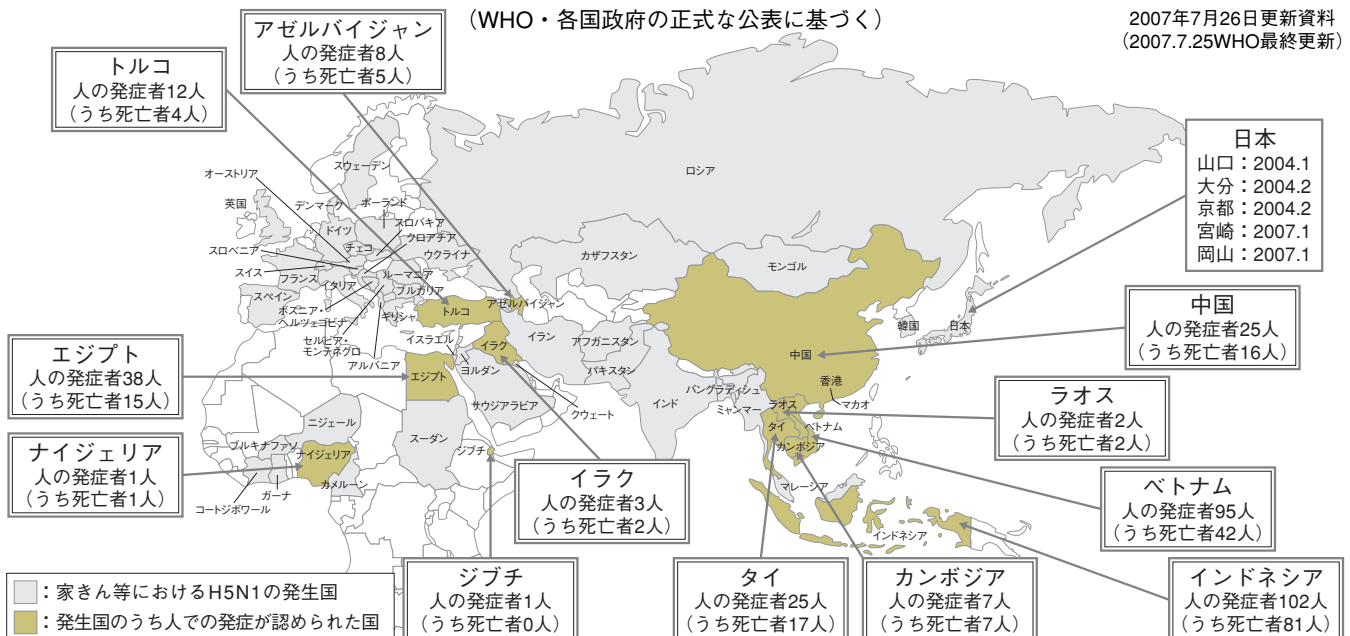
厚生労働省・外務省 主にアジア諸国への支援	○ウイルス検査、感染症疫学、臨床支援（ベトナム、インドネシア） ○人材育成（我が国での研修） ○50万人分の抗インフルエンザ・ウイルス薬備蓄支援（2006年8月シンガポールに備蓄完了） ○国際機関を通じた住民啓発・監視強化・防疫、研究促進等の支援 等
--------------------------	--

詳細データ

高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）発生国及び人での発症事例（2003年11月以降）

（WHO・各国政府の正式な公表に基づく）

2007年7月26日更新資料
 (2007.7.25WHO最終更新)



注1) 上図の他、人への感染事例として、
 1997年香港（H5N1 18名感染、6人死亡）
 2003年香港（H5N1 2名感染、1人死亡）
 2003年オランダ（H7N7 89名感染、1人死亡）
 2004年カナダ（H7N3 2名感染、死亡なし）
 2006年英国（H7N3 1名感染、死亡なし）
 2007年英国（H7N2 4名感染、死亡なし）等 がある。

注2) 上図のうち、モンゴル、イタリア、ブルガリア、
 スロベニア、ギリシャ、イラン、オーストリア、
 スロバキア、ポーランド、スイス、スウェーデン、
 チェコ、ボスニアヘルツェゴビナ、スペインは
 野鳥からの検出。

参考：7月11日更新資料よりエジプト
 発症者1名（うち死亡者0人）が増
 加。WHOの確認している発症
 者数は計319人（うち死亡192人）。
 資料：「WHO-OIEホームページ」

資料編

② 保健医療